

## 株式会社北國新聞社に対する勧告について

平成9年12月22日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社北國新聞社（以下「北國新聞社」という。）に対する独占禁止法違反被疑事件について審査を行ってきたところ、同社が、取引先新聞販売業者に対し、同社が定める取引の目標部数を提示してほぼ目標部数どおりの部数で取引することにより、新聞販売業者が実際に販売している部数に正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙等を加えた「注文部数」を超えて新聞を供給している事実が認められたので、本日、同社に対し、新聞業における特定の不公正な取引方法（昭和39年公正取引委員会告示第14号）の第2項に該当し、同法第19条（不公正な取引方法）の規定に違反するものとして、同法第48条第1項の規定に基づき、別添勧告書のとおり勧告を行った。

また、当該違反被疑事件の審査過程において、他の新聞発行業者においても取引先新聞販売業者に対し「注文部数」を超えて新聞を供給していることをうかがわせる情報に接したことから、新聞発行業者の団体である社団法人日本新聞協会に対し、各新聞発行業者において、取引先新聞販売業者との取引部数の決定方法等について自己点検を行うとともに、取引先新聞販売業者に対して独占禁止法違反行為を行うことがないよう、本件勧告の趣旨の周知徹底を図ることを要請した。

勧告の概要等は、以下のとおりである。

### 1 関係人の概要

名称	株式会社北國新聞社
所在地	石川県金沢市香林坊2丁目5番1号
代表者	代表取締役 飛田 秀一
設立年月日	昭和10年3月29日
事業内容	一般日刊新聞の発行業
資本金	4億9800万円
売上高	約224億円（平成8年1月1日～同年12月31日）

### 2 一般日刊新聞等について

北國新聞社は、石川県において「北國新聞」と題する一般日刊新聞（以下「北國新聞」という。）を発行する事業者であり、北國新聞は、石川県における一般日刊新聞の総発行部数の大部分を占めている。

また、北國新聞社は、北國新聞の大部分を251名（平成9年11月現在）の新聞販売業者（以下「新聞販売店」という。）を通じて、その一部を同社が出資する販売子会社を通じて、それぞれ購読者に供給している。

問い合わせ先

公正取引委員会事務総局 審査局第一審査  
電話（03）3581-4960

### 3 北國新聞社と新聞販売店との取引関係について

北國新聞社は、新聞販売店に対する北國新聞の卸売価格、各種補助金の支給基準等の取引条件を設定しており、また、この取引条件に新聞販売店の間で格差を設けることにより、同社が策定する販売方針に従わない新聞販売店に対して、同取引条件の設定に当たり不利益を課し得る立場にある。

また、新聞販売店のほとんどは、中小規模の新聞販売業者であり、北國新聞の販売に伴う収入に依存して事業を行っており、前述の立場にある北國新聞社との取引において、北國新聞社が策定する販売方針に従うことを余儀なくされている。

### 4 注文部数について

新聞業においては、新聞販売店が実際に販売している部数に正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙等を加えた部数を新聞発行業者に対する「注文部数」（以下単に「注文部数」という。）としている。

また、北國新聞社は、新聞販売店が実際に販売している北國新聞の部数として新聞販売店から毎月報告を徴している実配数と称する部数（以下「実配部数」という。）を把握することなどにより、注文部数をおおむね了知し得る状況にある。

### 5 違反事実（別添勧告書参照）

#### （1）背景

北國新聞社は、かねてから、北國新聞の発行部数を拡大するとの観点から、毎月、新聞販売店に対し、翌月における北國新聞社との取引の目標部数（以下単に「目標部数」という。）を設定し、これを新聞販売店に提示することにより、ほぼ目標部数どおりの部数で新聞販売店と取引していた。

#### （2）新聞販売店に対する目標部数の設定

北國新聞社は、北國新聞の朝刊について、平成4年5月ころ、発行部数を大幅に拡大するため、その発行部数を約3万部増紙して30万部にすることを内容とするイーグル作戦と称する増紙計画を策定し、同計画を販売方針として新聞販売店に周知し、その後、同計画に基づき、毎月、大部分の新聞販売店に対して、注文部数を著しく上回る部数を翌月の目標部数として設定している。

また、北國新聞社は、北國新聞の夕刊について、平成7年1月ころ以降、実配部数の合計を大幅に上回る約11万部の発行水準を維持するため、毎月、大部分の新聞販売店に対して、注文部数を著しく上回る部数を翌月の目標部数として設定している。

#### （3）新聞販売店との目標部数による取引

北國新聞社は、毎月、前記の（2）の目標部数を新聞販売店に対して提示することにより、ほぼ目標部数どおりの部数で新聞販売店と取引している。

(4) 北國新聞社が新聞販売店に対して供給している部数

北國新聞社は、前記(2)及び(3)により、大部分の新聞販売店に対し、その注文部数を著しく超えて供給しており、その結果、新聞販売店においては、相当部数の販売残紙が生じ、経済上の不利益を受けている。

6 適用法条

独占禁止法第19条(新聞業における特定の不公正な取引方法第2項)

7 排除措置

(1) 北國新聞社は、新聞販売店に対し、同社が定める北國新聞の取引の目標部数を提示してほぼ目標部数どおりの部数で取引することにより、注文部数を超えて供給することを取りやめるとともに、新聞販売店が注文部数を自主的に決定し得るようになるための措置を講ずること。

(2) 同社は、前記(1)に基づいて採った措置を新聞販売店に周知徹底させること。この周知徹底の方法については、あらかじめ当委員会の承認を受けること。

(3) 同社は、前記(1)及び(2)に基づいて採った措置を速やかに当委員会に報告すること。

8 勧告の諾否の通知

北國新聞社は、平成10年1月12日までに、この勧告に応ずるか否かを当委員会に通知しなければならない。

なお、応諾しない場合には、審判手続が開始されることとなる。